3　生活困窮者就労訓練事業の認定
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、当該生活困窮者就労訓練事業が一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとし、都道府県知事は当該認定に係る生活困窮者就労訓練事業が基準に適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。（第一〇条関係）

4　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第三条～附則第一一条関係）
㈡　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一〇六号）（厚生労働省）

1　題名の改正等
㈠　法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めることとした。（題名関係）
㈡　目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化することとした。（第一条、第四条及び第五条関係）
㈢　「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいうこととした。（第二条第三項関係）

2　支援給付に関する改正
㈠　特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象となる配偶者を特定配偶者に限定することとした。（第一四条第一項関係）
㈡　特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定することとした。（第一四条第三項関係）

3　配偶者支援金の支給
㈠　配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとすることとした。（第一五条第一項関係）
㈡　配偶者支援金の月額は、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の三分の二とすることとした。（第一五条第二項関係）
㈢　国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならないこととした。（第一五条第四項関係）
㈣　配偶者支援金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととするとともに、租税その他の公課は、配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課することができないこととした。（第一六条関係）

4　経過措置等
支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関し、必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条及び附則第三条関係）

5　この法律は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇**国家戦略特別区域法**（法律第一〇七号）（内閣官房）

1　目的
この法律は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義
この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいうこととした。（第二条第一項関係）

3　国家戦略特別区域基本方針
㈠　政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）
㈡　国家戦略特別区域基本方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針、国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項、4の㈢の⑴に規定する区域計画の認定に関する基本的な事項、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項等について定めることとした。（第五条第二項関係）

4　区域計画の認定等
㈠　区域方針
⑴　内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずる措置についての計画（以下「区域方針」という。）を定めることとした。（第六条第一項関係）
⑵　区域方針には、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項等を定めることとした。（第六条第二項関係）
㈡　国家戦略特別区域会議
⑴　国家戦略特別区域ごとに、区域計画の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織することとした。（第七条第一項関係）
⑵　内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることとした。（第七条第二項関係）
⑶　国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、国の関係行政機関の長等を国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができることとした。（第七条第三項関係）
㈢　区域計画の認定
⑴　国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することとした。（第八条第一項関係）
⑵　区域計画には、国家戦略特別区域の名称、目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めることとした。（第八条第二項関係）